

住民税は、広く負担を求めめるため、均等割と前年所得に応じた所得割が課税され、毎年 1 月 1 日現在に居住している市区町村に納税することになっています。

## 均等割

高知県では、**市民税 3,000 円、県民税 1,500 円の計 4,500 円**  
(県民税のうち、森林環境税 500 円)

## 所得割

所得割の税額は、一般に次のように計算されます。

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率 } 10\% - \text{税額控除額}$$

↳内訳：市民税 6%、県民税 4%

※別途、森林環境税(国税) 1,000 円が課税されます。

## ●住民税が課税されない人

### ★均等割も所得割も課税されない人

- 生活保護を受けている人
- 障害者、未成年、寡婦、ひとり親で前年所得が 135 万円以下の人  
【給与収入 2,044,000 円未満、年金(65 歳以上)収入 2,450,000 円以下】
- 扶養人数に応じて所得金額が表(上段)以下の人 単位：万円

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得金額	38	82.8	110.8	138.8	166.8	194.8
	45	112	147	182	217	252

均等割がかからない

所得割がかからない

※16 歳未満の扶養(年少扶養)は控除には含まれませんが、住民税非課税判定の扶養人数には含みます。

## ●所得額の計算方法(主なもの)

### ■公的年金等雑所得速算表

●65歳未満●				
年金収入金額(A)	年金所得金額(雑所得)			
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
- 1,299,999	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円	
1,300,000 - 4,099,999	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	
4,100,000 - 7,699,999	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	
7,700,000 - 9,999,999	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	
10,000,000 -	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

●65歳以上●				
年金収入金額(A)	年金所得金額(雑所得)			
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
- 3,299,999	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円	
3,300,000 - 4,099,999	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	
4,100,000 - 7,699,999	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	
7,700,000 - 9,999,999	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	
10,000,000 -	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

※65歳未満・65歳以上…賦課期日(1月1日時点)での年齢

### ■給与所得金額速算表

収入金額の合計	給与所得金額(A)=収入÷4(千円未満切捨)
- 1,900,000	収入-650,000円
1,900,001 - 3,600,000	A×2.8-80,000円
3,600,001 - 6,600,000	A×3.2-440,000円
6,600,001 - 8,500,000	収入×0.9-1,100,000円
8,500,001 -	収入-1,950,000円

※公的年金等および給与所得の計算において、所得金額調整控除がある場合があります。

# ●控除額(主なもの)

## ■配偶者控除及び配偶者特別控除額

単位：万円

		納税義務者の合計所得金額					
		900以下		900超950以下		950超1,000以下	
		所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 58以下	38	33	26	22	13	11
	老人控除対象配偶者 (S31.1.1以前)	48	38	32	26	16	13
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58超95以下	38	33	26	22	13	11
	95超100以下	36		24		12	
	100超105以下	31	21	11			
	105超110以下	26	18	9			
	110超115以下	21	14	7			
	115超120以下	16	11	6			
	120超125以下	11	8	4			
	125超130以下	6	4	2			
	130超133以下	3	2	1			
	133超		0				

## ■人的控除

単位：万円

控除種類	所得税	住民税
寡婦・障害者・勤学	27	26
ひとり親	35	30
特別障害	40	30
同居特別障害	75	53
その他扶養	38	33
老人扶養	48	38
同居老親	58	45

### ■基礎控除

個人の合計所得金額	所得税控除額	住民税控除額
132万円以下	95	43
132万円超 336万円以下	88	
336万円超 489万円以下	68	
489万円超 655万円以下	63	
655万円超 2,350万円以下	58	
2,350万円超 2,400万円以下	48	
2,400万円超 2,450万円以下	32	29
2,450万円超 2,500万円以下	16	15

※合計所得金額が2,500万円を超える個人につ

いては基礎控除の適用はできません。

### ■地震保険料控除

所得税		
	支払額(A)	控除額
地震	～50,000円	全額控除
	50,001円～	50,000円
長期損害	～10,000円	全額控除
	10,001～20,000円	(A) × 0.5 + 5,000円
	20,001円～	15,000円

住民税		
	支払額(A)	控除額
地震	～50,000円	(A) × 0.5
	50,001円～	25,000円
長期損害	～5,000円	全額控除
	5,001～15,000円	(A) × 0.5 + 2,500円
	15,001円～	10,000円

★①地震保険②長期損害 両方ある場合(①+②)

所得税5万円、住民税2.5万円が限度

## ■特定扶養控除及び特定扶養親族特別控除

単位：万円

	特定親族の合計所得	所得税	住民税
特定扶養控除	58万以下	63	45
特定親族特別控除	58万超85万以下	63	45
	85万超90万以下	61	
	90万超95万以下	51	
	95万超100万以下	41	
	100万超105万以下	31	
	105万超110万以下	21	
	110万超115万以下	11	
	115万超120万以下	6	
	120万超123万以下	3	

## ■生命保険料控除 平成24年分より介護医療保険が新設

【旧】平成23年12月31日までに契約の場合

【新】平成24年1月1日以後に契約の場合

所得税	
支払額(A)	控除額
～25,000円	全額控除
25,001～50,000円	(A) × 0.5 + 12,500円
50,001～100,000円	(A) × 0.25 + 25,000円
100,001円～	50,000円
住民税	
支払額(A)	控除額
～15,000円	全額控除
15,001～40,000円	(A) × 0.5 + 7,500円
40,001～70,000円	(A) × 0.25 + 17,500円
70,001円～	35,000円

所得税	
支払額(A)	控除額
～20,000円	全額控除
20,001～40,000円	(A) × 0.5 + 10,000円
40,001～80,000円	(A) × 0.25 + 20,000円
80,001円～	40,000円
住民税	
支払額(A)	控除額
～12,000円	全額控除
12,001～32,000円	(A) × 0.5 + 6,000円
32,001～56,000円	(A) × 0.25 + 14,000円
56,001円～	28,000円

★一般生命保険料・個人年金保険料で新・旧両方ある場合の限度額 (所得税)40,000円 (住民税)28,000円

★各保険料控除合計適用限度額 (所得税)120,000円 (住民税)70,000円